

つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給事業資料

(令和5年度版)

資料構成

1.	つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給事業に関する重要事項	・・・	p2~3
2.	基準単価表	・・・	p4
3.	利用に関するフロー	・・・	p5
4.	受給者証サンプル	・・・	p6
5.	つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス協定事業者リスト	・・・	p7

1. つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス利用費助成金支給事業に関する重要事項

(今までご利用になられていた方も必ずお読みください)

■訪問入浴サービス利用費助成金支給事業の目的

入浴に介助を必要とする在宅の重度身体障害者に対し、訪問入浴サービスの利用に要する費用の全部又は一部について助成金を支給することにより、重度身体障害者の健康の保持並びにその介助に係る家族の身体的及び経済的負担の軽減を図ることを目的としています。

■訪問入浴サービスとは？

専用の浴槽を装備した訪問入浴車とスタッフ3名（看護職員1名・介護職員2名）以上で訪問し、専用の浴槽を提供して入浴の介護または身体の清拭（タオルなどで身体を拭いてきれいにする）を行います。自宅の浴室以外の居室で受けられるサービスです。

■訪問入浴サービス利用費助成金支給事業とは？

つくば市と協定を締結している事業者から訪問入浴サービスの提供を受けた場合に、市が定める範囲内で助成金を支給する事業です。

※助成金は本来利用者に支払うものですが、助成金支給請求のあったサービス提供事業者に支払うことで、利用者に助成されたものと見なします（事業者の代理受領）。

■対象となる人は？

①身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する18歳以上の身体障害者であって、歩行が困難であるため移送に耐えられない等の事情がある方（介護保険法による要介護または要支援認定者を除く）

②身体障害者手帳の等級が1級又は2級に該当する18歳未満の児童であって、歩行が困難であるため移送に耐えられない等の事情があり、児童の有する体格又は障害が起因した事情から、入浴の介助に係る家族の身体的負担が大きい方

■月に何回利用しても助成金の支給対象になる？

原則、月5回を上限として助成します。

ただし、身体障害がより重度のため、障害福祉サービスを利用しても入浴介助のサービス提供が受けられないと認められる場合は、月9回を上限として助成します。ただし、週2回の利用を限度とします。

■月の利用上限回数を超えてしまったら？

利用上限回数を超えて利用した訪問入浴サービスは、助成金の支給対象外となります。

利用上限回数は受給者証に記載されています。「訪問入浴サービス利用記録表」を利用してご自身で毎月の利用回数を管理してください。

■申請方法は？

障害福祉課窓口で次の書類をご提出ください。（郵送提出可）

※①～③必須、④・⑤は該当者のみの提出。

- ①申請書
- ②同意書
- ③訪問入浴サービスの利用に関する医師の意見書
- ④課税証明書（転入直後など、つくば市で課税状況を確認することができない方のみ）
- ⑤各種障害者手帳または障害福祉サービス受給者証（支給希望者が18歳未満で、扶養者に障害がある場合、扶養者の障害者手帳や受給者証を用意してください）
- ⑥個人番号確認書類（個人番号カード、通知カードなど）
- ⑦本人確認書類（身体障害者手帳、運転免許証など）

■市が協定を締結している事業者

「つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス協定事業者リスト」（p6）をご参照ください。つくば市のホームページでもリストを公開しています。

■助成金の決定を受けた後、実際に利用するにはどうすればいい？

- ①事業者リストから利用先を選択し（複数可）、事業者から重要事項の説明を受けた後、利用に関する契約等を結んでください。
- ②利用先が決定したら、障害福祉課担当者までご一報ください。申請時に提出された医師意見書（写し）を急ぎ利用先に提供します。
- ③訪問入浴サービスの日程について事業者と相談し、利用を始めます。

■お金はどのくらいかかる？

「基準単価表」（p3）をご参照ください。
利用内容の基準単価に支給割合を乗じた額を、市が助成金として事業者へ支払いますので、差額が自己負担額となります。

■障害福祉サービス受給者証の負担上限月額が適用になる？

訪問入浴サービスは障害福祉サービスの給付費に該当する事業ではないため、障害福祉サービスの負担上限月額は適用になりません。

■有効期限はある？

受給者証が交付された年度末までとなります。
ただし、受給者が次の事項に該当する場合は、有効期間内であっても支給決定を取り消しますので、あらかじめご了承ください。

- ①他市町村へ転出したとき。
- ②社会福祉施設その他の介護を業とする者が常駐している施設に入所したとき。

■受給者証が届いた後のことについて

受給者証がお手元に届きましたら、受給者証の記載内容（氏名・住所・支給割合等）をご確認のうえ、事業者と契約の手続きをおこなってください。

記載内容にご不明な点等がありましたら、障害福祉課までご連絡願います。

2. 基準単価表

(1) 基準単価

入浴	1回につき	12,500円
清拭	1回につき	8,750円

(2) 利用上限回数

ひと月5回まで	
ひと月9回まで ※週2回を限度とする	身体障害がより重度のため、障害福祉サービスを利用しても入浴介助のサービスが受けられないと認められる場合

(3) 助成金の支給割合

①生活保護法による扶助を受けている方 ②市町村民税非課税の方	基準単価の範囲内で 100% 助成
③市町村民税課税の方	基準単価の範囲内で 90% 助成

↓ 課税状況の調査対象者は、支給対象者の年齢によって異なります。

18歳以上	本人 及び 同一世帯の配偶者
18歳未満	同一世帯員 及び 別世帯の扶養者 ただし、扶養者に障害がある場合は、扶養者 及び 扶養者の配偶者

※調査対象者の中に、1人でも市町村民税課税の方がいれば、支給割合は90%になります。

(4) 利用例

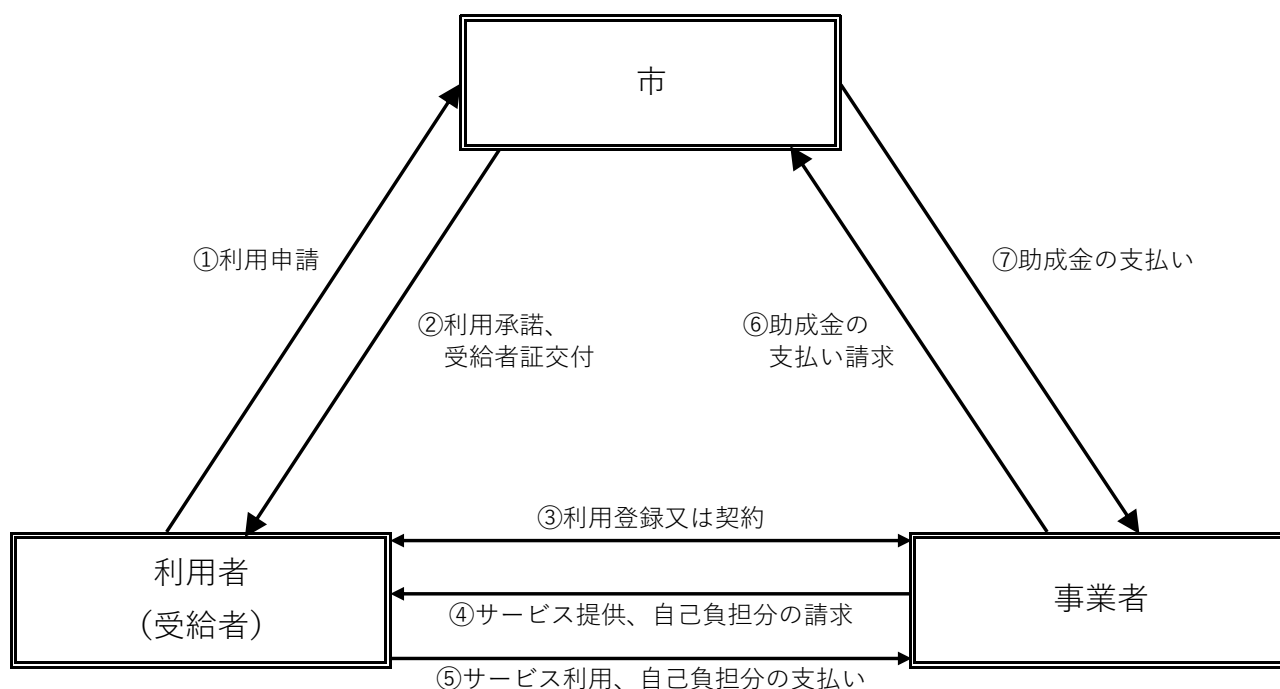
- ・ サービス内容：入浴（12,500円／回）
- ・ 月の利用回数：5回 → この場合の自己負担額は…
- ・ 支給割合：90%（自己負担の割合は10%）

利用内容：入浴 12,500円	×	利用回数 5回	=	算定額 62,500円
算定額 62,500円	×	自己負担の割合 10%	=	自己負担額 6,250円

※留意事項

- ①事業者が設定する基準単価が、市の基準単価を上回っている場合、超過分はすべて自己負担となります。
- ②交通費等の特定費用は訪問入浴サービスの助成対象ではないため、上記の例で示した自己負担額以外に支払うべき費用が発生する場合があります。
特定費用の取り扱いについては、ご利用になる事業所にご確認ください。
- ②訪問入浴サービスの自己負担額は、障害福祉サービスで設定される月額上限負担額には適用されません。

3. 利用に関するフロー



①利用申請

訪問入浴サービス利用費の助成を希望する方は、申請書類を市へ提出します。

②利用承諾、受給者証交付

申請内容を審査の上、承諾した場合は受給者証を交付します。（原則、郵送でのお届けです）

③利用登録又は契約

市は受給者が協定締結事業者を利用した際に助成金を支給するものであり、訪問入浴サービスは市の直接事業ではありません。したがって、登録や契約の内容等については、事業を実施する事業者が定めるものとなります。受給者は協定締結事業者の中から利用先を選択し、事業者と利用に関する契約等を結んでください。

④サービス提供、自己負担分の請求

事業者はサービスを提供するたびに受給者証を確認し、実績記録簿に必要事項を記入の上、受給者から確認印を受けてください。同時に、受給者の利用記録表にも記入押印願います。

なお、市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・上限回数の範囲内で利用費を助成します。助成の対象外となる自己負担分の請求方法は、事業者に一任します。（利用の都度又は月末締め等）

⑤サービスの利用、自己負担分の支払い

受給者はサービスを利用するたびに受給者証を事業者へ提示してください。同時に、事業者から提示される実績記録簿の内容を確認の上、確認印を押印してください。

なお、市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・上限回数の範囲内で利用費を助成します。助成の対象外となる自己負担分は、事業者の指示に従ってお支払いください。

⑥助成金の支払い請求

市は受給者に対して、受給者証に示される支給割合・上限回数の範囲内で利用費を助成しますが、受給者への直接助成ではなく、事業者の代理受領により助成するものとします。

なお、事業者は、支払い請求書に実績記録簿を添付し助成金の請求を月末締めで行います。

⑦助成金の支払い

市は実績記録簿と支払請求書の内容を審査し、事業者へ助成金を支払います。

4. 受給者証サンプル

様式第2号（第7条関係）

①0000000000

つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス受給者証	
交付年月日 年 月 日	
② 受 給 者	住 所
	フリガナ
	氏 名
	生年月日 年 月 日
③適用年月日	年 月 日
④有効期限	年 月 日
⑤利用上限回数	回 / 月
⑥支給割合	/ 100
発 行 者	つくば市長 印

各項目の説明

①	受給者証の交付番号 ※障害福祉サービスの受給者番号と同じ
②	受給者は訪問入浴サービスを受ける本人です。 18歳未満の場合も受給者は児童本人となります。
③	適用日以降に利用したサービスに対して助成金を支給します。
④	助成金支給の有効期限で、原則、年度末となります。 毎年度更新のため、1月に更新の通知を郵送します。
⑤	市が助成可能な上限回数を表記しています。 なお、上限回数を超過してサービスを利用する場合は、全額利用者負担となります。
⑥	市の助成金支給割合 課税区分：90/100 非課税区分：100/100

※住所及び氏名に変更が生じた場合は、記載事項の変更届が必要になります。

つくば市重度身体障害者訪問入浴サービス協定事業者（令和5年4月時点）

	事業所	所在地	T E L
1	ウエルシア介護サービス株式会社 ウエルシア介護サービスつくば	〒300-2648 つくば市豊里の杜2-1-1	029-848-2008
2	アースサポート株式会社 アースサポートつくば	〒305-0881 つくばしみどりの1-31-7	029-839-9500
3	株式会社ウィズ ウィズ訪問入浴介護事業所	〒305-0074 つくば市高野台2-12-2	029-879-5822
4	アサヒサンクリーン株式会社 アサヒサンクリーン在宅介護センターつくば	〒300-2658 つくば市島名2298番地（諏訪C12街区9）001号室	050-3317-6976
5	ウエルシア介護サービス株式会社 ウエルシア介護サービス牛久	〒300-1216 牛久市神谷5-1-1	029-871-5918
6	株式会社ニチイ学館 ニチイケアセンター牛久南	〒300-1222 牛久市南3-20-2	029-878-5035
7	株式会社スワット すわっと	〒302-0033 取手市米ノ井121-2	0297-84-1555

注意事項

ご利用の前に、事業者との間で契約等の手続きをしてください。